地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等） **第十条の七の三**　政令第四十九条の十五第一項第六号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉法第六十八条の二及び第六十九条（それぞれ同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とする。 ［一～四　略］ 五　学校法人 ［2～8　略］ 9　政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号から第五号までに掲げる者（社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。）とする。 ［10～16　略］ （特定徴収金に係る納付書等の様式） **第三十八条**　納税義務者又は特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。）を第二十四条の四十三第一項第二号に規定する方法により納付し、又は納入する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる様式を添えて納付し、又は納入するものとする。 ［略］ 六　特定配当等に係る道府県民税（法附則第三十三条の二の二第一項、附則第三十三条の二の三第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合に限る。） ［略］ ［略］ **附　則** （法附則第十二条の五第一項の認定又は評価） **第五条の二の三**　法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第四条の二及び第四条の五の規定による評価とする。 （法附則第三十条第二項第二号の基準等） **第八条の三の四**　［略］ ［2～6　略］ 7　法附則第三十条第三項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する同項に規定する三輪以上のガソリン軽自動車とする。 ［一・二　略］ 三　燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 ［8　略］	（政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等） **第十条の七の三**　［同上］ ［一～四　同上］ ［新設］ ［2～8　同上］ 9　政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する総務省令で定める者は、第一項第三号及び第四号に掲げる者（社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業にあつては、第一項第三号に掲げる者に限る。）とする。 ［10～16　同上］ （特定徴収金に係る納付書等の様式） **第三十八条**　［同上］ ［同上］ 六　特定配当等に係る道府県民税（法附則第三十三条の二の二第一項又は附則第三十五条の二の五第二項の規定の適用がある場合に限る。） ［同上］ ［同上］ **附　則** （法附則第十二条の五第一項の認定又は評価） **第五条の二の三**　法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の三までの規定による評価とする。 （法附則第三十条第二項第二号の基準等） **第八条の三の四**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］ ［一・二　同上］ 三　燃費評価実施要領第四条の二に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベルが百以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。 ［8　同上］